

塩尻市 いきいき長寿計画【概要版】

塩尻市老人福祉計画
第9期介護保険事業計画
第1期塩尻市認知症施策推進計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



計画の概要

【計画の目的】

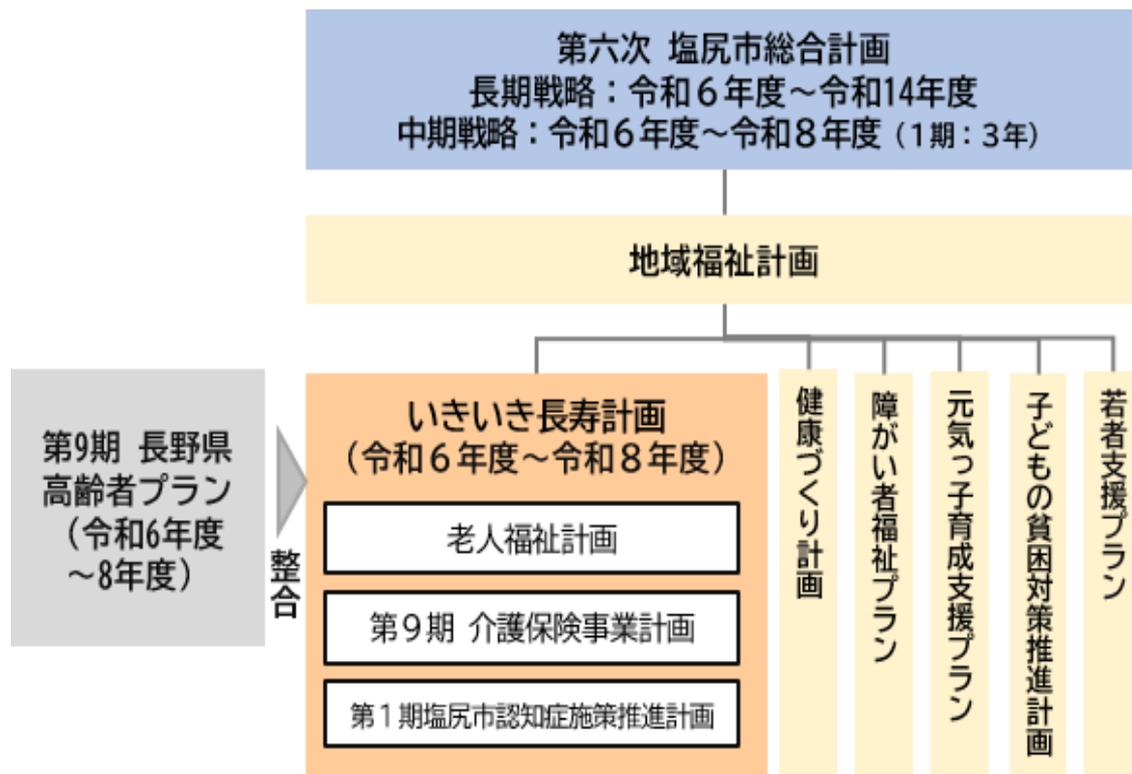
本計画は、高齢者が人や地域とつながりながら、自分らしく暮らせる塩尻市を目指して、高齢者福祉の重要課題に対する基本的な政策目標を定め、取り組むべき施策を明らかにするものです。

【計画の位置づけ】

「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」そして、本計画から「認知症施策推進計画」を合わせて策定を行います。計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

この計画は、第六次塩尻市総合計画およびこれに基づく「塩尻市地域福祉計画」の下位計画にあたります。本計画は、上位計画及び関連計画と整合性を図り、策定します。

また関連計画としては「塩尻市健康づくり計画」「塩尻市障がい者福祉プラン」等があります。



国の示す基本指針の主な内容

1 介護サービス基盤の計画的な整備【拡充】

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ② 在宅サービスの充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組【拡充】

- ① 地域共生社会の実現
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上【拡充】

高齢者を取り巻く状況

1 人口の推移と推計

生産年齢人口が減る一方で**高齢者人口は増加**し続ける。

2 高齢者世帯と地域の状況

- 高齢者**単身世帯**や**夫婦世帯**は**増加**
- 高齢化率 西部エリア > 東部 > 北部 **檜川51.3%**

3 本市の介護保険事業の状況

- 要介護・要支援認定者数は、令和3年度と令和4年度は減少傾向。
今後、高齢化が進んでいくことに伴い、増加の見込み。
- 県や国に比べ**要支援者**の割合が**多い**
- 新規要介護・要支援認定の原因疾患は、**運動器疾患**と**認知症**が**多い**

ニーズ把握

【高齢者実態調査】

調査対象者	要介護・要支援認定を受けていない高齢者	居宅の要介護・要支援の認定を受けている被保険者(第2号被保険者を含む)及びその介護者
回収数	691件(有効回収率69.1%)	1,487件(有効回収率60.4%)
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	全員
配布・回答方法	郵送	
調査期間	令和4年11月22日～12月16日	

【市内介護事業所調査】

調査対象	居宅系事業所	施設系事業所	ケアマネジャー
回収数	34件(回収率69.3%)	22件(回収率81.4%)	54件(回収率83.1%)
対象者	市内全事業所		市内居宅介護支援事業所に属する全ケアマネジャー
配布・回答方法	郵送およびインターネットによる回答		
調査期間	令和5年6月14日～7月5日		

本市の現状と課題

これらの課題に対する取り組みを講じる必要があります。

- 1 個々の意向や身体状況に応じ、生きがいづくりや介護予防の取組を強化すること
- 2 住民・関係機関・行政の連携強化によって実効性ある支援体制を整えること
- 3 認知症への理解・周知啓発と、支援者の育成をさらに推進すること
- 4 家族介護・介助者の負担を軽減する有効な支援策を実施すること
- 5 安定した介護サービスを提供できる人材確保や質の担保策をさらに強化すること。

本市の目指す姿

人や地域とつながりながら、自分らしく暮らせるまち

年齢を重ね、介護が必要になったとしても、必要なサービスを利用しながら、家族、友人、地域と支え合い、助け合い、つながりながら、生きがいを持っていきいきと自分らしく暮らせるまちを目指し、3つの推進目標に沿って取組を進めます。

【推進目標】

推進目標1 自らつくるいきいき健康長寿

推進目標2 住民・関係機関・行政がつながり、暮らしをサポートする地域づくり

推進目標3 よりよい介護サービスの提供と将来を見据えた安定的な介護保険制度の運営

指標	安心して生活できる地域だと答える人の割合	現状値	元気高齢者 88.3% 居宅要介護・要支援者83.1%	目標値	増加	
	健康寿命		男性80.8歳[R3] 女性85.3歳[R3]		男性 81.6歳[R8] 82.5歳[R14] 女性 85.8歳[R8] 86.4歳[R14]	
	(参考指標) 自分のことを好ましく感じる市民の割合※		46.5%		50.5%[R8] 56.5%[R14]	

施策体系

目指す姿の実現に向けた、3つの推進目標ごとに主な取組を紹介します。

推進目標 1 自らつくるいきいき健康長寿

実現に向けた取組

基本施策	施策	取組の概要
1 生きがいづくりと社会参加の促進	1 多様な生きがいづくりの支援	高齢者のニーズにあった講座やプログラムを創出し、参加を促し、生涯にわたり学び続けられる環境づくり
	2 地域や社会での活躍機会の提供	<ul style="list-style-type: none">●高齢者の就労、知識、技術、趣味等を活かせる場や機会の創出●世代間交流を進め、世代を超えた相互効果を目指す
2 健康の維持増進の支援	1 生活習慣病の早期発見、対応の強化	早期からの健康増進活動、予防意識の向上により健康づくりを推進する。健診受診率の向上により健康増進を目指す
	2 日常的な健康づくり活動の支援	食生活改善や健康ポイント事業の普及により、健康の維持増進につながる生活習慣の改善を支援する
3 介護予防の推進	1 介護予防の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none">●介護予防や認知症予防、自立支援の重要性について自ら考え取り組めるよう、普及啓発をする●SNS等の活用による介護予防の取組を普及啓発をする
	2 介護予防につながる多様な場の創出支援	住民・ボランティア団体などによる介護予防活動の発足や継続を支援する
	3 介護予防ケアマネジメントの推進	自立支援・重度化防止に向けた適切な介護予防ケアマネジメントが行えるようケアマネジャーの資質向上を図る

重点施策

重点施策

介護予防の推進

【介護予防の普及・啓発】

指標	介護予防に意識して取り組んでいる割合	現状値	33.2%[R4]	目標値	40.0%[R8]
----	--------------------	-----	-----------	-----	-----------

施策	実施事業等	担当課
介護予防の普及・啓発	【拡充】 SNS等を活用した気軽に取り組める介護予防活動の啓発	介護保険課
	【拡充】 有酸素運動、筋力向上、eスポーツ等の効果的な介護予防教室の運営	
介護予防につながる多様な場の創出支援	【拡充】 介護予防に取り組む自主グループの発足・活動支援	介護保険課 地域共生推進課

推進目標2

住民・関係機関・行政がつながり、暮らしをサポートする地域づくり

実現に向けた取組

基本施策	施策	取組の概要
1 在宅生活の継続に向けたサービスや支え合いの強化と創出	1 地域課題の抽出と解決策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅生活の継続に向け、地区ごとの会議の継続運営を支援し、地域課題の確認・解決策のための意見交換を行う ●医療・介護連携強化と地域包括ケアシステムの推進を強化
	2 支え合い活動と生活支援サービスの創出 重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区の支え合い活動の活性化に向け、担い手の発掘・育成、活動の継続発展を支援する ●第2層生活支援コーディネーターの配置
	3 地域資源の活用とネットワーク形成	NPOや民間企業、地縁団体等による高齢者の見守りや生活支援の活動を支援する
	4 外出支援サービスの拡充	高齢者の外出の機会の確保のため、移動手段の整備と住民等による移送サービスの検討を支援する
2 地域包括支援センターの体制整備の推進	1 地域包括支援センターの体制機能強化と職員の資質向上	多様化・複雑化する相談に対応できるよう職員の資質の向上と体制・機能強化に努める
3 医療と介護の連携強化	1 在宅医療・介護連携の推進方策の検討	地域における医療・介護等の資源の把握と課題抽出を行い、多職種が連携する会議等で検討する
	2 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の推進に向けた取組	多職種間の関係づくりや住民への普及啓発により、在宅医療・介護の提供体制の構築を推進する
	3 人生の終末期を考える機会の取組	人生の最終段階の選択を、自分自身で行えるよう、また、人生会議の大切さを啓発する

基本施策	施策	取組の概要
4 認知症対策の推進 (塩尻市認知症施策推進計画)	1 認知症に関する理解促進の取組 重点施策	認知症に対する正しい理解の啓発と地域での理解者や支援者の育成を行う
	2 認知症予防の推進	介護予防(認知症予防)の教室を充実する
	3 早期発見・早期対応の体制及び連携の強化	認知症の初期段階で、保健医療サービス及び介護福祉サービスにつなげるよう、地域包括支援センター職員の資質向上と関係機関との連携を強化する
	4 認知症の人とその家族に対する相談・支援体制の充実 重点施策	認知症の人やその家族が安心して地域で暮らし続けられるよう、「チームオレンジ」を日常生活圏域ごとに構築
	5 安全の確保と介護者の負担軽減	認知症の人の安全を確保し、介護者の負担軽減を図る
5 高齢者及びその家族の安心安全な暮らしの確保	1 安心して暮らせる住まいの確保	住み慣れた地域で生活し続けられるよう、高齢者の多様なニーズに対応した良好な住環境を確保する
	2 見守り体制等の強化	地域で安心した暮らしを継続するため、見守り体制等の強化を推進する
	3 介護家族の負担軽減	介護者の身体的・精神的負担を軽減できるよう、事業や相談機能の充実を推進する
	4 高齢者の虐待防止・早期対応	高齢者の虐待防止と早期対応に向けた取組を推進する
	5 権利擁護の推進	高齢になり判断能力が不十分になっても安心して生活できるよう、成年後見制度を啓発し、権利擁護を推進する

重点施策 在宅生活の継続に向けたサービスや 支え合いの強化と創出

【支え合い活動と生活支援サービスの創出】

指標	地域の生活支援活動実施組織数	現状値	2団体[R4]	目標値	3団体
----	----------------	-----	---------	-----	-----

施策	実施事業等	担当課
地域課題の抽出と解決策の検討	地域包括ケア推進協議会の運営	地域共生推進課 介護保険課
支え合い活動と生活支援サービスの創出	【拡充】 第2層生活支援コーディネーターの配置	地域共生推進課

重点施策 認知症対策の推進

【認知症に関する理解促進の取組】

【認知症の人とその家族に対する相談・支援体制の充実】

塩尻市認知症施策推進計画

■基本目標

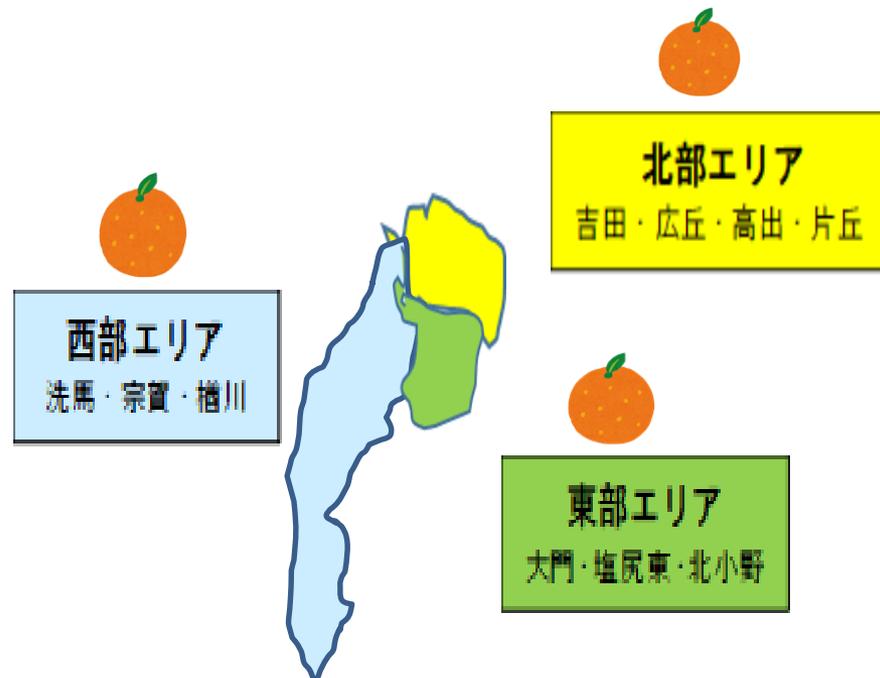
認知症になっても、住み慣れた地域で、いきいきと暮らし続けることができるよう、認知症の予防から、認知症の人やその家族の支援まで、地域で支え合う体制づくりを推進します。

指標	認知症サポーター養成講座年間受講者	現状値	目標値	現状維持【R8】	
	ステップアップ講座受講者総数(累計)			274人【R4】	60人【R8】
	認知症地域支援推進員数			29人【R4】	10人【R8】
		7人【R4】			

施策	実施事業等	担当課
認知症に関する理解促進の取組	【拡充】 認知症の啓発活動	地域包括支援センター
認知症の人とその家族に対する相談・支援体制の充実	【新規】 チームオレンジの構築と推進	

チームオレンジの役割

- 🍊 認知症の人やその家族と支援者を繋ぐ機会をつくります。
- 🍊 認知症に関わる情報提供や情報共有ができる場とし、より多くの市民に認知症について理解する機会をつくります。
- 🍊 チームオレンジは、日常生活圏域ごとに構築していきます。



■ 認知症の人とその家族を各圏域で支える「チームオレンジ」を構築していきます。



推進目標3

よりよい介護サービスの提供と将来を見据えた安定的な介護保険制度の運営

実現に向けた取組

基本施策	施策	取組の概要
1 適切な介護サービスの提供	1 質向上のための適切な支援・指導	介護保険サービスを提供する事業者が質の高いサービスを提供できるよう、多角的な側面からの支援・指導等を行う
	2 給付適正化の推進	ケアプラン点検の充実、住宅改修等の点検の充実を通じて給付の適正化を推進する
	3 サービス基盤整備 重点施策	市内や広域でのニーズを把握し、適切に介護サービスの基盤整備を進める
2 介護サービス事業者支援	1 介護サービス事業者への運営支援 重点施策	<ul style="list-style-type: none">●介護事業所と連携し、人材の確保や働き方改革を推進する介護サービス事業所を支援する●介護サービス事業所の防災体制整備や感染症対策等の運営支援を行う

重点施策 適切な介護サービスの提供 介護サービス事業者支援

【サービス基盤整備】 【介護サービス事業者への運営支援】

指標	介護職員不足を感じる事業所の割合	現状値	居宅系 48.1%[R5] 施設系 70.0%[R5]	目標値	減少
----	------------------	-----	--------------------------------	-----	----

施策	実施事業等	担当課
サービス基盤整備	【新規】 中山間地域におけるサービス提供体制の確保	介護 保険課
介護サービス事業者への運営支援	【拡充】 介護人材の確保及び人材育成支援	

被保険者数及び介護保険給付費の見込み

第1号被保険者の増加に伴い、認定者数の増加が見込まれます。

令和6年の報酬改定は、1.59%のプラス改定となるため、その影響から給付費も増加するものと見込んでいます。

	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
第1号被保険者数(人)	19,061	19,184	19,231	19,294
要支援・要介護認定者数(人)	3,341	3,418	3,492	3,527

【介護保険給付額】

単位：千円

	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	4,810,975	4,947,277	5,030,555	5,072,973
在宅サービス	2,178,647	2,230,718	2,290,773	2,321,883
居住系サービス	823,377	846,500	867,356	878,664
施設サービス	1,808,951	1,870,059	1,872,426	1,872,426
特定入所者介護サービス費等給付額	95,439	99,523	101,806	102,826
高額介護サービス費等給付額	94,238	95,249	97,451	98,428
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,858	12,841	13,119	13,251
審査支払手数料	4,561	4,580	4,679	4,726
標準給付費見込額	5,018,071	5,159,470	5,247,610	5,292,204

【地域支援事業費】

単位：千円

	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	263,974	295,323	304,154	308,743
包括的支援事業・任意事業費	120,773	129,142	143,342	147,542
地域支援事業費	384,747	424,465	447,496	456,285

第9期の介護保険料

第9期計画期間中の財政見通しから、介護保険料については、物価高騰の影響を受けている市民生活への経済的な負担も考慮し、国の基準と同様に13段階とし、基準月額については、現行の5,450円とします。

段階	対象者	保険料率 (基準に対する割合)	年間保険料	月額相当
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の者	(標準乗率 0.455) 軽減後 基準額×0.285	(29,750) 18,630	(2,479) 1,552
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の者	(標準乗率 0.685) 軽減後 基準額×0.485	(44,790) 31,710	(3,732) 2,642
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える者	(標準乗率 0.69) 軽減後 基準額×0.685	(45,120) 44,790	(3,760) 3,732
第4段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.85	55,590	4,632
第5段階 (基準)	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える者	基準額×1.00	65,400	5,450
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.15	75,210	6,267
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の者	基準額×1.30	85,020	7,085
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.50	98,100	8,175
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.55	101,370	8,447
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.75	114,450	9,537
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×1.80	117,720	9,810
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×1.90	124,260	10,355
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.00	130,800	10,900

※第1段階から第3段階までの方の保険料率は、公費負担（国1/2、県1/4・市1/4）により保険料率を軽減しています。



本計画書の本編はホームページより
ご覧いただけます。



編集・発行

塩尻市 健康福祉部 介護保険課

〒399-0786

塩尻市大門七番町3番3号

電話：0263-52-0280（代）

E-mail：choju@city.shiojiri.lg.jp